別紙様式第十六号の二十六2⑵の表記載上の注意2中「会社役員」を「取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役」に、「第121条第3号ロ」を「第121条第4号ロ」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同記載上の注意5及び7中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式2に次のように加える。

⑶　責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要

（記載上の注意）

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と少額短期保険持株会社との間で責任限定契約（会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。

別紙様式第十六号の二十六3記載上の注意中「⑷及び⑸」を「⑶及び⑷」に改め、同様式3⑴の表記載上の注意1中「業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人」を「業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）」に、「会社法施行規則第121条第7号」を「同令第121条第8号」に改め、同記載上の注意3を次のように改める。

3　社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを少額短期保険持株会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。

①　少額短期保険持株会社の親会社等（自然人であるものに限る。）

②　少額短期保険持株会社又は少額短期保険持株会社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）

別紙様式第十六号の二十六3⑵の表記載上の注意1中「以下に」を「次に」に改め、同記載上の注意1①中「監査役設置会社」を「監査役会設置会社」に改め、同記載上の注意1②中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同記載上の注意1中②を③とし、①の次に次のように加える。

②　監査等委員会設置会社の監査等委員　監査等委員会

別紙様式第十六号の二十六3⑶を削り、同様式3⑷の表記載上の注意2中「第124条第6号ロ」を「第124条第5号ロ」に、「同条第7号」を「同条第6号」に改め、同記載上の注意5中「少額短期保険持株会社の親会社又は当該親会社（当該少額短期保険持株会社に親会社がない場合にあっては、当該少額短期保険持株会社）の子会社若しくは子法人等」を「次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定めるもの」に改め、同記載上の注意5に次のように加える。

①　少額短期保険持株会社に親会社等がある場合　当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該少額短期保険持株会社を除く。）

②　少額短期保険持株会社に親会社等がない場合　少額短期保険持株会社の子会社又は子法人等

別紙様式第十六号の二十六3中⑷を⑶とし、⑸を⑷とし、同様式5⑴の表を次のように改める。

新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数

取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役

社外取締役（監査等委員であるものを除く。）			
監査等委員である取締役			
会計参与及び監査役			

別紙様式第十六号の二十六5⑴の表記載上の注意1中「当中間会計期間」を「当該事業年度」に改める。

別紙様式第十六号の二十七1⑶の表記載上の注意2中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては」に改め、同様式2⑴の表記載上の注意2中「第121条第7号」を「第121条第8号」に改める。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第十八条　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の見出し中「責任追及等の訴え」を「社員による責任追及等の訴え」に改める。

第三十七条の見出し中「訴え」を「特定目的会社が責任追及等の訴え」に改め、同条第一号中「請求対象者（次に掲げる者のうち、」を「法第九十七条第一項（法第百七十四条第三項において準用する場合を含む。）並びに」に改め、「、第九十七条第二項（第百七十四条第三項において準用する場合を含む。）」を削り、「第八百四十七条第四項」を「第八百四十七条第一項」に改め、「請求に係る」の下に「訴えについての」を加え、「をいう。次号において同じ。）」を削り、同号イからニまでを削り、同条第三号中「請求対象者」を「前号の者」に改める。

第四十五条の次に次の三条を加える。

（出資の履行の仮装に関して責任をとるべき取締役）

第四十五条の二　法第三十六条第五項において準用する会社法第二百十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　出資の履行（法第三十六条第五項において準用する会社法第二百八条第三項に規定する出資の履行をいう。以下この条において同じ。）の仮装に関する職務を行った取締役

二　取締役の過半数をもって出資の履行の仮装を決定したときは、当該決定に同意した取締役

三　出資の履行の仮装が社員総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該社員総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した取締役

ロ　イの議案の提案の決定に同意した取締役

ハ　当該社員総会において当該出資の履行の仮装に関する事項について説明をした取締役

（特定出資の併合に関する事前開示事項）

第四十五条の三　法第三十八条において準用する会社法第百八十二条の二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　次に掲げる事項その他の法第三十八条において準用する会社法第百八十条第二項第一号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

イ　特定出資の併合をする特定目的会社に支配社員（特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）第二条第二項第一号に規定する支配社員をいう。第四十八条の二第一号イにおいて同じ。）がある場合には、当該特定目的会社の特定社員（当該支配社員を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）

ロ　法第三十八条において準用する会社法第二百三十四条第二項及び第二百三十五条第一項の規定により一口に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により特定社員に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項